

平成 27 年 2 月定例教育委員会 会議録

1. 日 時 平成 27 年 2 月 18 日（水）午後 1 時 30 分から

2. 会 場 教育委員会会議室

3. 出席委員

教育委員長	矢 野 ひとみ
教育委員	平 井 学
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	鷹 尾 秀 隆
教育長	渡 邊 博 隆

4. 会議に出席した事務局職員

事務局長	田 中 浩
社会教育課長	武 智 亨
指導主幹	紺 田 順 一
社会教育課課長補佐	安 田 敦
学校教育課課長補佐	大 西 昌 治
学校教育課課長補佐	小 田 忠 幸
学校教育課課長補佐	皆 川 竜 男

5. 会議に付した事件

(1) 議案審議

議案第 1 号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について

議案第 2 号 伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示について

議案第 3 号 伊予市放課後子ども教室校区運営委員会設置要綱の制定について

(2) 報告事項等

① 3 月教育委員会行事予定について

② 事務局報告事項等について

(3) その他

【1. 開会宣言】 午後 1 時 30 分

田中局長 | 開会を宣言。

【2. 委員長あいさつ】

高橋委員から遅参の連絡があったことを報告

【3. 会議録署名委員の指名】

矢野委員長	今日の会議録署名人の方、平井委員さんをお願いします。よろしくお願いします。
平井委員	はい。

【4. 会議録報告】

矢野委員長	それでは、1月の会議録についてです。それぞれお手元に届いていたと思います。読んでいただきましたか。 承認していただけますか。
各委員	はい。
矢野委員長	それでは、皆さん承認ということでよろしくお願いします。

【5. 協議事項等 (1) 議案審議】

矢野委員長	早速5番の協議事項へ入りたいと思います。まず、議案審議。議案第1号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について、説明をお願いします。
皆川課長補佐	議案第1号について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。議案第1号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について、伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を制定いたしたく、教育委員会の議決を求めます。提案理由といたしましては、伊予市立幼稚園において預かり保育事業を実施するため、要綱を設置する必要性が生じたので提案いたしました。次のページをお開きください。この2ページから5ページまでが要綱案となっております。条文に沿って、概要をご説明いたします。まず、本事業の目的でございますが、市立幼稚園の教育時間終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を当該施設で預かり、保育することによりまして、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的として実施いたします。実施園につきましては、伊予幼稚園、からたち幼稚園、北山崎幼稚園で実施いたします。中山幼稚園につきましては、今現在におきましても終業時間が午後2時30分となっておりますので、今回の預かり保育は実施いたしません。利用定員についてで、ございますが、一日あたり各実施園35人といたします。これにつきましては、現員の教諭で対応可能な人数として設定いたしました。つづきまして、預かり保育の形態でございますが、継続的・断続的に利用する一定期間利用と一時的に利用する臨時利用を設けております。対象児に

つきましては、一定期間利用の対象児は4歳児及び5歳児であり、かつ、第5条第1項の1号から4号に該当する場合があります。また、臨時利用の対象児は4歳児及び5歳児であり、該当日に家庭が留守のため、一時的に預かり保育が必要になった場合とします。実施日につきましては、月曜日から金曜日までとしますが、祝日、学年始・学年末休業日、夏季・冬季休業日、その他園長が指定した日を除くこととしております。つまり、基本的には、幼稚園の開業日となります。また、保育時間は、実施園の教育時間終了後から午後3時までの間で、保護者が希望する時間といたします。申込みにつきましては、一定期間利用者は、4ページにございます様式第1号で、臨時利用者は、5ページにございます様式第2号により園長に対し申込み、園長の承諾を受けることといたしております。また、第9条では、利用内容に変更が生じたときの届出義務、正当な理由があるときの園長の承認の取り消し権限を定めております。なお、本要綱の施行日は、平成27年4月1日としております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

矢野委員長

ありがとうございました。1条から9条まで、それから申込書等について、説明をいただきました。中山は、2時30分が降園時刻、だからしないと、伊予とからたちと北山崎の3園です。

何か、ご質問等、ございますでしょうか。

渡邊教育長
田中局長

これ、子育て支援法の改正に伴って、これが出てきたわけですね。今、教育長さんがおっしゃられたように、子育て支援法が4月1日から施行されるということで、こういうような子育て支援策をとることが必要となつて参りますが、必ずしもしなくてはいけないというものではないんですけど、当面、市立の幼稚園につきまして、3園につきましては、先ほど課長補佐から説明したとおり、職員に負担がかからない程度と考えまして、各園にフリーの教諭と保育支援員さんが配置されていますので、原則その2人で対応出来る範囲でという形と、あまり職員に負担をかけないということで、来年度は午後3時まで、試行的にまずは、子育て支援法の施行もあるので、試験的に実施してみて、来年、再来年には問題点を踏まえて職員の補充とかを検討して行こうという趣旨でございます。

渡邊教育長

いわゆる、延長保育、預かり保育になるわけですが、保育料に関しては、一切ないということですか。

田中局長

保育料ということですが、先ほど申しましたように試験的な実施ということで、実費負担については頂くということで、実費負担はいくらと定めることも出来たんですけど、各園の実態に応じて実費負担も変

	わってくるだろうということもあって、要綱にもあります、要綱に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、別に定める。とあり、園別で定める対応とします。各園で保護者の理解を得て、実費負担額については、定めていただくということにしております。
矢野委員長	ということは、その他の第2項に入ると。要綱に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、別に定める。ということですね。
田中局長	通常、頂いている保育料とは、一緒にならないように、預かりの部分については、実費負担を頂いたうえで、別会計で処理をするという方向で検討をしております。
矢野委員長	ということは、とにかく無料ではないということですね。預かった分だけの実費は、それぞれの園で頂くということですね。
渡邊教育長	いわゆる預かり保育という保育というのと、幼稚園自体は幼稚園教育という仕分けがあるが、この延長になった時の保育、預かり保育に関しては、その辺りの仕分けは、いわゆる幼稚園教育の延長ではない、ただ保育所と同じような保育という観点で、その時間帯はやられるのか、その辺りの仕分けについて教えていただきたい。
田中局長	これにつきましては、いわゆる単に預かるだけでなく、幼稚園で預かる以上は、預かりについての指導目標とかを毎月設定して、やるということで、実施いたします。
矢野委員長	ということは、幼稚園だからカリキュラムがありますよね、年間の。子ども達に一律指導する。それと全然別のものを作って、預かった分だけ、余分に違う教育をするということですか。教育というほどではないのか。
田中局長	あまり教育というほどのものではない。
矢野委員長	差が付きますよね。
田中局長	指導する目標みたいなもので。
矢野委員長	ということは、今日は運動するとか、今日は折り紙をするとか。
田中局長	まあ、4月当初でしたら、仲良くするとか。
矢野委員長	そういうふうな、仲良く遊ぶとかという程度の指導目標設定ですね。
田中局長	そうです。なお、4月1日から施行ではございますが、申込みの期間とかを踏まえまして、実際始めるのは、5月1日からを予定しております。4月1日から施行しまして、利用者の募集とか、周知とかして5月1日からやります。
渡邊教育長	一応、この預かり保育の事業は、保育所の預かり保育とは、色合いが違うんだよということですね。

田中局長	原則的には、違うということですが、子ども・子育て支援制度自体が、幼保一体的な制度を狙いとしてありますので、幼稚園と保育所が一体となった認定こども園というのを促進していこうというのが法改正の主の狙いでございまして、出来るだけ子育てを支援やっていこうと、ただ、幼稚園については、現時点では、学校教育法も生きているということで、あくまでも幼稚園については、単に保育ということではないということでご理解いただければと思います。
矢野委員長	はい。他にありませんか。 説明の中では、要綱を作成して、来年度からとにかく1年間やってみると、そして、その実施している中において、様々な問題点が出てくるだろうから、それをピックアップして次年度へ繋げて改正していくというふうな説明があったんですが。 ご質問等ないようでしたら、承認を求めたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
矢野委員長	それでは、承認されましたので、よろしくお願いします。 そうしましたら、次に議案の第2号 伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示について、それから第3号が関連しているの、一緒に説明しないといけないということなので、2号と3号をまとめて説明をお願いしたらと思います。
武智課長	6ページでございます。議案第2号 伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示について、提案の理由といたしましては、放課後子ども教室校区実行委員会の名称変更に伴い、要綱の一部を改正する必要性が生じたので提案をするものでございます。7ページをお願いいたします。第5条でございますけれども、校区実行委員会を校区運営委員会に改正をしようとするものでございます。その内容につきましては、議案第3号で説明をさせていただいたと思います。続きまして、議案第3号でございます。伊予市放課後子ども教室校区運営委員会設置要綱の制定について、伊予市放課後子ども教室校区運営委員会設置要綱を別紙のとおり制定したいから、教育委員会の議決を求める。提案理由といたしまして、放課後子ども教室校区実行委員会の名称変更に伴い、新たに要綱を制定する必要性が生じたので提案をいたしました。10ページをお願いいたします。今回、制定をしようとしております要綱でございます。第1条でございますが、この要綱は、伊予市放課後子ども教室推進事業実施要綱第5条の2の規定により、子ども教室の円滑な実施を図るための組織として、校区運営

委員会を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。ということで、所掌事務といたしましては、第2条にございますが、1号といたしまして、子ども教室の活動計画の検討に関する事。第2号 子ども教室の活動実績の検証及び評価に関する事。第3号といたしまして、その他教室の運営に関し必要な事項に関する事。以上の三つの事務を所掌事務としてございます。現行の子ども教室校区実行委員会におきましては、このほかにプログラムの検討に関する事。それから広報活動に関する事。それから児童の安全管理に関する事。それから地域のボランティアの協力者の人材確保を行う事。ということが所掌事務にございました。これらの事務につきましては、教育委員会事務局の事務という位置づけでございますので、今回、新たに制定しようとしております校区運営委員会につきましては、運営管理に関する事についてのみ、委員会の事務といたしたいと考えてございます。所掌事務が大幅に変更することもございます。また、教育委員会事務局と運営委員会との事務を明確に分離することにおきまして、新たに制定を検討してございます。その他改正いたします予定の所は、10 ページの一番下になりますが、第6条 校区運営委員会の庶務は、伊予市教育委員会事務局において処理する。これにつきましては、現行は、コーディネーターにおいて処理をする。となっておりますので、これにつきましても教育委員会事務局の事務ということを明確にしていきたいというふうに考えてございます。これらの改正によりまして、次の11 ページでございますが、附則の欄でございますけれども、この告示は、平成27年4月1日から施行する。ということで、経過措置といたしまして、書いてございますのは、この規定によって、前の実行委員会を廃止することになりますが、その委員さんにつきましては、引き続き、この告示の規定により委嘱された者とみなす。というふうにしてございます。ということで、校区実行委員会から校区運営委員会に改正をして、新たに制定をするということでございまして、先ほどの議案第2号にございます放課後子ども教室推進事業実施要綱の中の校区実行委員会を校区運営委員会に改正をして整合性をとっていくものでございます。説明としては、以上です。

矢野委員長

はい。ありがとうございました。ご説明をいただきましたが、質問等ございませんか。

そうしたら、教育委員会と運営委員会との事務を明確にするために作り直したということですかね。

武智課長	はい。教育委員会の事務と運営委員会の事務を明確に分けるというものです。
矢野委員長	教育委員会の方には、それについての、また、文書があるわけですか。
武智課長	教育委員会については、ございません。
矢野委員長	そうですか。
渡邊教育長	3 条の 15 名以内というんですけど、それぞれの校区で作られておる校区運営委員会と名前は替わるが、15 名以内でどれくらい的人数が委員さんとして入っているんですか。
武智課長	現在、この運営をしてございますのは、伊予小のみでございまして、現在の校区実行委員会が組織されておりますのは、伊予小学校になります。伊予小学校の校長、それから P T A 会長、その他につきましては、民生児童委員さん、区長さん、公民館長さん、それから親の代表ということで P T A の副会長さんに入っていていただいております。そういった方々で構成をされております。
渡邊教育長	で、何名になるんですか。15 名になるんですか。
武智課長	現在は、正確には覚えておりませんが、ほぼ 15 名です。
渡邊教育長	北山のは、何だったんですかね。
武智課長	児童クラブで、これには入っておりません。
渡邊教育長	放課後児童クラブだったんですかね。
武智課長	児童クラブは、他の校区にもございますが、子ども教室として、カリキュラムを組んでしているのは、この教室でございます。
矢野委員長	伊予小の 2 階でやっているクラスですよ。1 階が児童クラブですよ。2 階がこれで、伊予小だけですよ。これ、補助金の出所が違うんですかね。
武智課長	補助金につきましては、これは文科省です。
矢野委員長	文科省ですよ。
鷹尾委員	はい。質問ございませんか。
鷹尾委員	私もあまり認識がないもので、放課後子ども教室はどういう目的で、実際どういう頻度でやられているんですか。
武智課長	目的といいますのは、放課後、先ほどの預かりと似たところもございまずけれども、子育て支援がひとつと、それから子ども達の協調性、それからカリキュラムを組みますので、お互いが協力してひとつのことを成し遂げていく、そういったことを目的としてございまして、現在は、毎週、水・金の週 2 回実施をしております。時間的には、およそ 15 時から 17 時半までです。放課後子ども教室ですので、学校の登校日ということになります。

矢野委員長	いろいろな学校にある児童クラブは、夏休みとかも見てくれ、ここだけは、ちょっと違うシステムになっていると思います。
渡邊教育長	これ、中岡先生が委員長でされているんですよね。
武智課長	中岡先生が、コーディネーターとして、主で活動してございます。
田中局長	児童クラブが、小学校6年生まで、来年度から対象になりますよと。今までは、児童クラブが3年生までで、放課後子ども教室が4年から6年と聞いておりましたが、やはり子育て支援制度の関係で、児童クラブと放課後子ども教室を一体的にするようにという方針も出ているように聞いているが、その辺りの情報がありましたら。
武智課長	放課後子ども教室につきましては、先程も言いましたようにカリキュラムを組むということもございまして、現状と同じ4年生から6年生までを対象のカリキュラムにしております。来年度についても同様でございます。伊予小学校に通っている子ども達につきましては、児童クラブまたは放課後子ども教室いずれかを選択をするというかたちで、運営をしていこうとしております。また、子ども教室と児童クラブ、同じ建物にございますので、それぞれの子ども達の交流活動、同時に同じカリキュラムを行うこと、回数的には多くはございませんが、そういった活動を現在も行っておりまして、そういったことにつきましては、子どもの入れる人数もあるわけですが、推進していく必要があらうかとは思っております。
渡邊教育長	27年の4月1日から入れる学年は、放課後子ども教室は、何年生から何年生までですか。
武智課長	4年生から6年生になりますが、6年生については、非常に学校行事が多ございますので、中心は4年生と5年生になります。
渡邊教育長	児童クラブは、1年生から6年生まで。
武智課長	現在は、1年生から3年生ですが、1年生から6年生に拡大されます。
渡邊教育長	重複することはないということですね。利用者が。
武智課長	どちらかの教室かクラブかを選んでいただいて、交流することはありませんけど、1人の子どもについては、どちらかに入って活動することになります。活動の内容が、児童クラブは個々の活動が中心でございまして、子ども教室については、全員でひとつのものに取り組むという活動になっておりますので、そういったことを検討していただくことになります。
平井委員	子ども教室は伊予小だけで、他は児童クラブで1年生から6年生まで対象なんですね。
武智課長	そうです。

矢野委員長	ご質問よろしいでしょうか。
鷹尾委員	基本的に子育て支援をとということで、今までであったら家庭であるとか、放課後自由であったものを、出来るだけ学校が関わるようにせいということで、それをずっとやっていこうということですか。
渡邊教育長	学校とは関わりなく。そこの施設に入ったら、学校教育とは、一切、関わりなしになります。一応、通学路関係の災害に関しては、そこへ行くまでに事故があった場合は学校管轄になるが、ここから帰るときは学校の管理下にありません。児童クラブなり放課後子ども教室は、一切、学校とは関係ありません。運営に関しては、いろいろ子育て支援課が対応したり、教育委員会が対応したりすることはあるが、学校自体に、例えば、伊予小の校内にありますけど、ここでしている児童クラブや放課後子ども教室の責任は一切ないです。
鷹尾委員	実際、その場所の提供とか、運営に関して先生とか学校が入らないんですか。
矢野委員長	入らない。場所については、それぞれの団体の都合があるので、学校内に敷地を借り、伊予小は校内に造っている。中山の場合は、ぜんぜん別個に造っているし、それぞれあると思うんですけど、この放課後子ども教室だけが教育委員会の所管で、あとの児童クラブは違う所管です。でも、やっぱり学校に行っていた子どもが行っていますので、学校が全く知らん顔をするというのはなく、運営において、委員のひとりになってもらって、何かするというレベルであって、学校がどうのこうのというのではありません。
鷹尾委員	分かりました。これは、今、伊予小だけということですけど、他の所もやるように教育委員会としては、持っていくわけですか。
武智課長	これにつきましては、校区の運営委員会ですので、出来れば他の校区も出来るという事業でございますけれども、コーディネーター、それから活動の支援・指導者が現在確保出来てございません。そういった指導者の問題で、今のところ、伊予小校区しか活動出来ていないという現状になってございます。
高橋委員	伊予小校区は、結構前からやっていたように思うんですが、こういった文章化されたきちんとした要綱がなかったのを今ここで作ったということですか。
矢野委員長	それは違うんで、出来てはいたんですけど、教育委員会と運営委員会との事務分掌をはっきりさせるために作り直したということです。
高橋委員	これをベースに今後、コーディネーターが出来てきたら、その他の学校でも順次していくということになるんですか。

武智課長	現在、伊予小校区におきましても、メインになっている指導員、コーディネーターを含めた指導員が7名ございます。かなりの人用が必要となっておりますので、出来れば広めて行きたいんですけども、今のところ広めて行けるほどの人材が確保出来ていないのが現状でございます。週2回指導をしていただくと、それからカリキュラムを作っていただくという非常にコーディネーターの方には、かなりの労力と能力が必要になってまいりますので、子ども教室という制度につきましては、運営上、指導者の確保が難しいというのが現状でございます。
渡邊教育長	今、指導員7名ということであったんですが、指導員1名あたり児童何名以内までという規定があるんですか。
武智課長	明確な規定は、ございません。規定はございませんが、実際に指導出来るのは、ひとつの教室においては、一クラス程度となっております。ただ、ここのスペースの問題もございますので、25名程度が、運営を一番しやすいということです。申込みにつきましても現在のところは、30名足らずというのが例年の申込み数となっております。
渡邊教育長	アバウトにいうと1名あたり4～5名の持分ということですね。
武智課長	そうなりますね。班分けして指導しているわけではなくて、教室全体として、コーディネーターを中心に指導員がそれぞれ活動に合わせて張り付いております。その活動の内容によりまして、指導員それから地元のボランティアスタッフの人数が変わってくることになります。
矢野委員長	児童クラブは、基本的に集まってきたら、その後時間まで、それぞれの子ども達が安全に時間を過ごすわけですけど、これになるとやはりカリキュラムがあって、きちっとした指導者が必要ということで、なかなか広まっていないのが実態みたいですね。また、教育委員さん方、してあげたいという方が居ましたら、ぜひ見つけてきてください。現実には、なかなか大変だというお話がありました。当面、とにかく、要綱を新たに作ったということで、いろいろご意見もありました、ご審議もいただきましたが、そろそろ承認を求めたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	はい。
矢野委員長	それでは、承認していただきました。ありがとうございます。

【5. 協議事項等 (2) 報告事項等】

矢野委員長	それでは、報告事項等に移りたいと思います。3月教育委員会行事予定について、お願いします。
紺田指導主幹	久保田指導主事が出張のため、私の方が説明をさせていただきます。

学校教育課の方を主に説明をいたします。4 日水曜日、第 2 回伊予市立学校の教育力向上推進委員会を予定しております。5 日木曜日、第 5 回市内教頭会。12 日木曜日、アレルギー対策検討委員会。17 日火曜日が中学校の卒業式になります。18 日水曜日、定例教育委員会。19 日木曜日、給食センター安全対策祈願祭。20 日金曜日、幼稚園卒園式。23 日月曜日、幼稚園修了式。24 日火曜日、小学校卒業式。25 日水曜日が、小中学校の修了式になります。なお、卒業式に関しましては、前回、出席校につきまして、ご相談いただきました。それで、市関係者も含めて、一覧表をお配りしておりますので、また出席される学校の確認をお願いしたと思います。なお、案内状につきまして、直接学校から教育委員さん方の自宅に届きますので、それも併せてご覧いただいたらと思います。それともう一点関連するんですが、4 月に小中、幼稚園の入学式も各教育委員さん方に出席いただいておりますので、また、定例教育委員会が終わりましたら、それぞれ参加する学校をご相談いただいて決めていただけたらと思います。よろしくお願いします。私の方は、以上です。

矢野委員長

はい、ありがとうございます。それでは、社会教育課の方お願いします。

安田課長補佐

社会教育課の行事としましては、11 日水曜日に青少年センター運営協議会を開催する予定となっております。それから、その他なんですが、中山地域で、永木地区ふるさと大会が開催されることとなっております。社会教育課は、以上でございます。

矢野委員長

はい。行事予定について、何かご質問はございませんか。卒園式、卒業式の日程表を作成していただいておりますので、ご自分のところをご確認いただいて、間違い等また変更等ございましたら、後ほどご連絡ください。

それでは、事務局報告事項等に移りたいと思います。どなたか、ございますか。

田中局長

それでは、お手元にお配りしております資料、3 月補正予算説明資料と平成 27 年度当初予算説明書について、ご説明いたします。まず、3 月補正予算説明資料からご説明申し上げます。ちょうど今、正式に 3 月議会の日程が議会運営委員会で決まっているところだと思います。予定では、2 月 26 日からです。この 3 月議会に上げます、26 年度、今年度予算の 3 月での補正ということで、主には事業をしたことによります精算に伴う減額補正となっております。上の方からいきますと嘱託職員賃金 A L T とございますが、これについては、チェスカが

帰国しましたが、9月までの契約でございましたが、7月に帰国したということで、2か月分の賃金が不用となったということが主なものでございます。義務教育施設整備基金積立金は、利子を積み立てるものでございます。次の10款2項2目学用品扶助費等でございますが、これについては、小学校の準要保護また要保護の扶助費の精算見込みで97万2千円の減。その下が、臨時職員賃金 学校生活支援員で248万8千円の減でございますが、これについては、10款3項というのは中学校でございますが、中学校への生活支援員さん6名配置の予定でございましたが、4名で対応できたということで、2名分の賃金の減。次は、先程の小学校と同様であり中学校の扶助費の精算見込みによる減額でございます。10款3項3目につきましては、港南中学校部室棟改築工事、伊予中12教室棟耐震補強・大規模改造工事の入札減少金、7,000万円と2,000万円をそれぞれ減額するものでございます。10款4項1目の幼稚園になります。幼稚園の臨時職員賃金213万2千円の減額でございます。臨時教諭2名分の予算を組んでおりましたが、1名で対応したことによるものです。

武智課長

その下ですけど、10款5項1目、報償費、印刷製本費、筆耕翻訳料、これにつきましては、牛の峰地蔵尊の文化財調査を2年計画でございましたが、1年延長して3年で行うことになりました。そのことによりまして、報告書の作成費用等の減額の補正をしております。それから、その下、図書館・文化ホール等管理運営計画策定支援委託料でございますが、これにつきましては、プロポーザル方式により入札をした結果の減額というふうになっております。

田中局長

続きまして、学校保健用備品 オートクレーブ、保健室で使います滅菌消毒用の機械でございますが、その入札減少金が生じたのが主で127万6千円の減額。最後に給食センターの土地造成工事でございますが、12月に完了いたしまして、入札減少金1,500万円の減額です。あと、歳入につきましては、それぞれ歳出に見合った形で減額等いたしております。次に2ページ目になりますが、繰越明許費ということで、いわゆる今年度、26年度に予算計上して取り組んでいる事業でございますが、今年度3月末までに諸般の事情により完了できなくて、平成27年度に繰り越しますよという事業でございます。まず、中山中学校防災対策事業でございますが、これについては、12月の補正予算で上げまして、発注自体まででございますが、完成を平成27年8月31日完成予定としております。中山中学校の運動場沿いにあります石垣が崩壊の恐れがあるということで出来るだけ早く対応

しようということで、12月補正で上げました。8月末の予定とはしてありますが、梅雨までには石垣関係の工事は完了するようにし、ケーブル移設とか防球ネットの工事を含めて、8月末の完成を予定しております。次に中山中学校屋内運動場耐震補強事業、いわゆる屋内運動場の改築工事でございますが、これについては、建築主体工事に入っているわけでございますが、一部杭打ちが出来なかったことにより構造検討とかのため不測の日数を要したため、3月末までの完成で進めておりましたが、9月末の完成となりました。出来るだけ早く完成させ、2学期からの供用開始を目指したいと思います。

武智課長 長沢体育館耐震補強工事設計業務委託事業でございますが、耐震補強にあたりましては、設計におきましても耐震の評定委員会に付ける必要がございます。その評定委員会の結果が出てくるのが遅くなった影響で、6月末完了予定で現在進んでおります。

田中局長 学校給食センター整備事業におきましても700万円の繰り越しということですが、これは、当初予算に上げておりました各学校の配膳室、受け室の整備工事の実設計業務委託料でございますが、学校との協議に不測の日数を要しましたので、6月末での完了となったものです。以上が、26年度予算に係ります3月補正の案件でございます。続きまして、平成27年度当初予算説明資料 教育委員会所管分ということで、ご説明申し上げます。まず、左から款項目とありまして、事業名、27年度予算、26年度予算、比較増減となっております。主な事業や目玉の事業、新しい事業についてのみ、ご説明させていただきます。10款1項2目の教育補助事業費においてでございますが、中学生新聞発行負担金320万円、中学校4校ございますが、4校かける80万円で320万円、これについては、前々からお話しはあったんですが、ちょうど来年度、市制10周年ということで、記念式典が10月4日ですか、その前後に併せて各学校で新聞を発行しようということです。あと、県の予算が新聞にも出ておりましたが、修学旅行バス料金補助金です。県が4分の1、市が4分の1、保護者負担が2分の1となり、バスの借り上げ料の値上がり分の2分の1を補助しようというものでございます。その下のALT派遣事業費でございますが、ALT現在5人雇用しておりますが、帰国旅費でございますが、今年の7月でマークがちょうど5年経過いたしますので、帰国することとなります。それに要する経費が増額となっております。次に10款2項1目小学校施設営繕工事費におきましては、市内の小学校の教室へのサイクル扇の設置工事費を上げております。10款2項3目の学校

建設費でございますが、1億9,886万円ということで、これは中山小
学校の耐震補強・大規模改修工事請負費を上げております。この中山
小学校耐震補強工事を終えますと学校施設におきます耐震補強工事
が100%完了となります。次にあります中山小学校外構工事設計業務
委託料でございますが、これについては、新しい給食センターが1
年後には出来るということで、中山小学校の横にあります中山学校給
食センターを撤去いたしまして、それに併せて門扉等の外構を整備す
るための設計業務委託料を上げております。10款3項1目中学校施
設営繕工事費では、先程の小学校と同様に中学校の教室へのサイクル
扇を設置工事費を上げております。次のページをお願いします。一番
上でございますが、10款3項3目学校建設費でございますが、まず、
港南中学校・中山中学校改築工事に伴う周辺建物等事後調査等算定で
ございますが、港南中学校の部室棟、また中山中学校の屋内運動場の
改築工事の完了、事前にも調査しておりまして、その工事後、影響が
あったかどうかを調査し、影響があった場合は、その補償額を算定す
るものでございます。続いて、港南中学校、双海中学校外構工事設計
業務については、先程、中山小学校の給食センターの関係で申しまし
たけど、港南中学校の給食室また双海中学校に隣接しております双海
学校給食センターを撤去いたしまして、それを含めて外構関係の整備
を行うための設計業務委託料でございます。4項の1目一番下になり
ますが、就園奨励費補助事業費1,523万9千円ということで、26年
度当初比では、732万5千円の増額となっております。この部分につ
きましては、また、3月の教育員会でご審議いただく予定でございま
すが、子ども子育て支援制度によって、制度に参加する私立幼稚園に
ついては、施設給付費ということで、支援制度で対応となって、就園
奨励費補助事業からは抜けるんですけれど、制度に参加しないといこ
とが出来るということで、伊予市内にある天使幼稚園については、当
面参加を見送るとうことでして、就園奨励費補助事業は残ることにな
ります。多子世帯への、第2子半額、第3子以降無料という範囲を子
ども子育て支援法に合わせまして、小学校3年生までとし、同一園に
限るとかいう制約を除きまして、支給範囲の拡大をするような計画を
進めております。

武智課長

10款5項の1目については、社会教育の振興でございます。2目につ
きましては、公民館活動の振興でございます。この10款5項1目の
一番上ですが、社会教育指導員設置事業につきましては、人権教育と
国体をにらみました社会体育事業について指導員を3名雇用する予

定しております。それから、その下の段、文化財保護事業におきましては、現在、市民体育館に保管をしてございます扶桑木の、現在、愛媛県で出ている扶桑木関係では最大級の扶桑木でございますけれども、少しずつ亀裂が入ってございますので、保存処理を行い、将来に向けて、保存したものを市民に見ていただくということで、今回、保存処理に約 300 万円かかりますが、計画してございます。生涯学習の推進事業につきましては、ほぼ例年どおりでございますけれども、中どころにあります文化振興費につきましては、市民総合文化祭につきましては、土曜日の事業拡大をしていこうということで予算を若干上乘せしておりますが、しおさいファミリーコンサートについては、27 年度については、見送るということで決定をしておりますので、主な事業及び予算内容からは、消しておいてください。それから、公民館事業につきましては、全体予算が削減していく中に置かましても、事業については、そのまま今までどおりの事業が実施出来るような工夫をして検討してございます。3 ページに行きまして、10 款 5 項 3 目図書館の運営費、これにつきましては、現在、図書館システムがインターネットにつながれてございますけど、そのシステムの更新を行う必要がございますので、更新の経費を 27 年度に計上してございます。それから 4 目人権教育につきましては、例年の活動を削ることなく、活動して行こうといこうで、予算が減額されてはございますけれども、事業内容を工夫し行うよう検討してございます。その少し下になりますが、7 目図書館・文化ホール等管理運営計画策定事業、これにつきましては、26 年度からとりかかってございますが、新年度におきましても検討を深めていくということで、策定にかかり専門業者の支援を受ける計画でございます。それからその下、10 款 6 項 2 目になりますけれども、社会体育団体育成費のところに入っておりますが、502 万円になっております。前年度と比較しましたら、54 万円の増、12.1%の増になってございます。これにつきましては、体育活動の補強を行っていこうということで今回増額ということにしてございます。社会教育は以上です。

田中局長

あと最後に、10.6.4、学校給食センター整備事業でございまして、いよいよ本格的な工事が開始されるため、18 億 7,000 万円あまりの予算を計上しております。一番下の計を見ていただいたらと思いますが、これは、この表の計ではありませんで、教育費の総予算であり、これにあがっていないものも含まれております。その総額で前年対比 11 億 5,118 万 9 千円の増額であります。学校給食センター整備事

矢野委員長

業で17億5,000万円あまりの増額をしているということで、実際はかなりの減額、厳しい財政状況ということございまして、減額しているというのが実情でございます。以上です。

はい、ありがとうございました。補正予算、当初予算について、よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

【5. 協議事項等 (3) その他】

矢野委員長
大西課長補佐

ないようですので、その他に移ります。その他、ありませんか。

私の方から、伊予市学校給食センターの進捗状況等を別添のスケジュールに基づき報告させていただきます。左側に施設整備と運用関係とあるんですが、この施設整備の2建物新築工事と3大型厨房機器についてですが、平成27年1月23日の臨時議会において、建物本体の4工事および大型厨房機器の業者との本契約にかかります議決をいただきました。各請負業者と契約金額については、資料のとおりで、工期については5契約とも議決日から今年の12月15日までとなっております。現場での作業については、3月に入ってから現場の作業を開始します。本工事の安全祈願祭を3月19日木曜日の午前中に予定しております。場所は、給食センター建設地で、理事者や地元関係者の出席を予定しておりますが、本教育委員会からは、教育長と委員長に出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。正式な案内は、後日、建築主体の業者から発送いたしますのでよろしくお願いいたします。また、4番の各校配膳室工事につきましては、今、実施設計を行っておりまして、完了は6月まで延びましたが、工事につきましては、平成27年度、平成28年度の2ヵ年で、スケジュールのとおり実施する計画としております。詳細は、一番右側の摘要欄に記載しておりますので、後ほどご覧ください。また、運用関係ですが、項目に主なものを記載しておりますが、2番目のアレルギー食対応につきましては、第1回目の検討委員会を今年2月5日に開催いたしましたところですが、第2回目を3月12日に予定しており、この会におきまして、各学校関係者や関係機関の意見をもとに、本市独自の食物アレルギー対応マニュアルの協議を行いまして、今年度中に策定する計画としております。以上で、説明を終わります。

矢野委員長

はい。説明いただいたんですが、よろしいですか。

3月には、安全祈願祭があるということです。

その他で、他にありますでしょうか。

ありませんか。それでは、以上で終わります。

【6. 閉会宣言】 午後 2 時 52 分

田中局長 | 閉会を宣言